

※ この調査は、令和2年4月27日（月）以降の「児童の居場所」「希望者への給食」に申し込んでいる児童保護者を対象とします。

令和2年4月23日

「児童の居場所」 参加児童保護者 様  
「希望者への給食」参加児童保護者 様

高知市教育委員会

臨時休業期間を再延長する場合に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」について

日ごろから本市教育にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市では、現在、臨時休業期間を令和2年5月6日（水）まで延長することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により臨時休業期間を再び延長する場合等、様々な状況を想定しながら、引き続き協議や検討を進めているところです。

臨時休業期間を令和2年5月7日（木）以降も再延長することとなった場合、5月上旬に大型連休があるため、「児童の居場所」等へ参加する児童数を早めに確認する必要があります。そのため、やむを得ず、再延長する場合の参加希望について、事前に確認させていただくことといたしました。

つきましては、臨時休業期間を令和2年5月7日（木）以降も再延長する場合に伴う「児童の居場所」等について、別添実施要項（案）をご確認いただき、保護者の方々の就労等で児童の自宅待機が極めて困難な場合に限り、下記の要領で「別紙1」をご提出ください。

なお、緊急事態宣言を受けて保育所・幼稚園等が原則休園となっている現在の状況も踏まえ、お子様等への感染リスクの低減、また、感染拡大防止のために、「児童の居場所」等への参加を控え、可能な限りお子様がご家庭で過ごすことができるよう、重ねてご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 提出書類 別紙1 臨時休業期間再延長の場合に伴う「児童の居場所」「希望者への給食」参加希望事前調査
- 2 提出締切 令和2年4月27日（月）
- 3 提出先 各学級担任
- 4 備考 本調査は、給食の食材発注のため、指定の期日までに食数を担当課に伝える都合上、実施するものです。現時点において臨時休業の再延長が決定しているものではございませんので、ご理解をお願いいたします。